

新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針 に基づく学生の課外活動等方針（令和2年11月5日改訂版）

札幌医科大学行動指針に基づく課外活動については、「各学生（団体）に感染拡大予防に最大限配慮させ、教員の許可の下実施を認める。」とされていますが、引き続き感染させない・感染しないための感染予防対策が重要となることから、課外活動等に対する方針は以下のとおりとします。

課外活動等については、方針に基づき、各自（部活）で感染拡大予防対策を講じてください。

なお、体育館の利用については、スポーツ庁において策定している「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参照してください。

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

本方針は、今後の感染状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う場合がありますが、その場合は速やかにお知らせします。

令和2年11月5日
札幌医科大学学生委員会

1 部活動等について

- 部活動等にあたっては、国が定めるガイドラインや関連団体・協会等の指針を参考にし、団体ごとに新型コロナウイルス感染対策における活動方針と感染予防対策を定め、顧問に許可を受けただうえで、活動計画書を学務課に提出すること。
- 活動再開にあたっては、団体構成員名簿を学務課に必ず提出すること。
- 団体として学内外で開催する飲食を伴う懇親会（新人歓迎コンパを含む）は、引き続き禁止（オンライン開催は可）する。
- 部活動における道内・道外の移動（交流、試合等）は、当面の間認めない。
- 臨床／臨地実習の開始2週間前から実習終了まで、対面を伴う一切の部活動等への参加を禁止する。

2 体育館の入館について

- 使用時間は、8時から20時までとする。
- 体育施設の利用者は、入館者名簿に学籍番号と氏名を記載すること。
- 次の事項に該当する者は、利用しないこと
 - ① 発熱等の風邪の症状がある者、体調不良の者
 - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われている方がいる場合、2週間以内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触がある者
 - ③ 2週間以内に政府から入国制限、入国後経過観察を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ④ 発熱等の風邪の症状から回復後は2週間経過していない場合
- 利用にあたっては、次の事項を遵守すること
 - ① 入館時に、手指消毒若しくは手洗いを行うこと。
 - ② マスクを着用すること（熱中症予防のため、物理的に人と人との距離を取っている場合は除く）

- ③ ドアノブ、スイッチなど大勢の人が触れる箇所は利用後アルコールタオルで清拭すること。
- ④ 利用にあたっては、十分に換気を行うこと。
- ⑤ マスク、アルコールタオルは専用のゴミ箱に捨てること。
- ⑥ 食事は禁止する。
- ⑦ 3つの密が重なる行動はしないこと。
- ⑧ 1階及び2階ホールの使用は禁止する。

3 体育館の使用について

- 1サークル1面の使用とし、サークルごとの使用時間は1回（1日）につき1時間30分以内（清掃時間を除く）とする。
- 利用にあたっては、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。
- 衛生環境を保つため、競技フロアの使用後は、必ずモップ等で清掃を行うこと。
- 体育館での活動にあたっては、大学スポーツ協会および各種スポーツ競技団体から公表されているスポーツ活動再開ガイドラインを参考にし、段階的な活動の再開に努めること。

（参考）大学スポーツ協会（UNIVAS）スポーツ活動再開ガイドライン

<https://www.univas.jp/uploads/2020/06/e1958ea00fdcf640b5e18bbf31eac511.pdf>

4 トレーニングルームの使用について

- ソーシャルディスタンスを確保すること。
- 混雑時（ソーシャルディスタンスの確保が困難の場合）、1人あたりの利用は最大1時間30分とする。
- 運動機器使用後は、触れた箇所をアルコールタオルで清拭すること。

5 更衣室、トイレ、シャワー室の使用について

- 使用にあたっては、混雑状況を見ながら密にならないよう配慮し合って使用すること。

6 交流会館（サークル棟）の使用について

- 使用時間は8時から20時までとする。
- 交流会館（サークル棟）の利用者は、入館者名簿に学籍番号と氏名を記載すること。
- 次の事項に該当する者は、利用しないこと。
 - ① 発熱等の風邪の症状がある者、体調不良の者
 - ② 同居家族や身近な知人に感染が疑われている方がいる場合、2週間以内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触がある者
 - ③ 2週間以内に政府から入国制限、入国後経過観察を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ④ 発熱等の風邪の症状から回復後は2週間経過していない場合
- 利用にあたっては、次の事項を遵守すること
 - ① 入館時に、手指消毒若しくは手洗いを行うこと。
 - ② マスクを着用すること（熱中症予防のため、物理的に人と人との距離を取っている場合は除く）。ただしマスク着用が活動に支障をきたす場合には、人と人との距離を取り換気を十分に行ったうえで、マスクを外すことを認める。
 - ③ ドアノブ、スイッチなど大勢の人が触れる箇所は利用後アルコールタオルで清拭

すること。

- ④ 利用にあたっては、十分に換気を行うこと。
 - ⑤ マスク、アルコールタオルは専用のゴミ箱に捨てること。
 - ⑥ 食事は禁止する。
 - ⑦ 各部室の使用にあたっては、通常使用している人数の 50%以下の人数を目処として使用すること。
- 交流会館(サークル棟)利用にあたっては、特に3つの密が重なる行動は避けること。避けられない場合は、別の活動方法を検討すること。

7 アルバイトについて

- アルバイト等への従事については、感染拡大防止に最大限配慮し従事すること。
- カラオケ、ライブハウス等は避けること。
- 情勢に応じて、不特定多数が集まる店舗・飲食店、感染リスクが高い労働環境は極力避けること。

8 他医療機関等における実習、病院見学について

- 他医療機関等における実習については、感染予防対策をしたうえで、相手先の指示に従うこと。
- 病院見学については、感染予防対策をしたうえで、相手先医療機関の指示に従うとともに、病棟には極力立ち入らないようにしたうえで、可能とする。
- 病院見学による道内・道外の移動は、事前に移動先の新型コロナウイルス感染状況等の情報収集を行い、慎重を期すこと。

9 その他

- 本方針の取扱いは、本学が定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針」の制限レベルが適用される期間に応じるものとする。
- 各活動項目における方針は、今後の状況に応じて適宜見直すこととする。
- 体調管理及び体調チェック・記録を徹底するとともに、体調不良時は大学のルールに従い直ちに報告すること。
- 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針」の制限レベルの変更等により、一定期間、学内の部活動等を休止させることがある。